

令和4年(2021年)4月6日

保護者の皆様

札幌市立札幌北小学校
校長 久保 幸範

「学校における児童の携帯電話の取扱について」

陽春の候、保護者の皆様にはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃から本校の教育活動に対しまして深い御理解と温かい御支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、文部科学省「学校における携帯電話の取扱い等に関する有識者会議」に於ける審議の結果を踏まえ、札幌市教育委員会より「学校における携帯電話の取扱等について」という通知(令和2年8月)がありました。その中で、「携帯電話は学校における教育活動に直接必要のない物であることから、小学校においては、学校への児童の携帯電話の持込みについては、原則禁止とすべきであること。」とされました。加えて、携帯電話を巡る問題を未然に防ぐ観点から、学校における携帯電話の取扱、情報モラル教育について充実を図るようにとされています。

しかしながら、緊急時の連絡手段とせざるを得ない場合やその他やむを得ない事情も想定されることから、本校では、そのような情勢を鑑み、家庭の事情によりどうしても登下校時に児童が携帯電話等を持参しなければならない場合がある家庭のみ、学校への携帯電話等の持ち込みの申請を行っていただくこととしています。

つきましては、下記内容を御承諾いただける方においては、携帯電話等の持ち込みについての申請をお受けいたします。「携帯電話持込許可申請書」が必要な方は、担任にお知らせください。以下、学校の方針と取組について記載しましたので、申請の必要な方は、下記内容に同意の上、御理解と御協力をお願い申し上げます。

なお、単年度の申請許可とさせていただきますので、年度が替わりましたら、お手数ですが過年度申請されている方も、改めて申請していただくようお願いいたします。

記

- 文部科学省及び札幌市教育委員会の方針に基づき、携帯電話等は、学校における教育活動に直接必要のないものであるから、学校への児童の携帯電話の持込については、原則禁止となっていることを御承知ください。
- 携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合、その他やむを得ない事情がある場合は、保護者から学校へ許可申請をしていただきます。申請が認められますと、例外的に持込を認めることになります。申請は随時受け付けております。申請書が必要な方は、担任へ連絡をお願いいたします。
- 携帯電話等は各自保管とし、校内での使用は禁止とします。また、氏名、学級を明示するようお願いいたします。
- 携帯電話の紛失、盗難、破損等のトラブルについての責任は一切負いかねますので、御家庭の責任で持たせてください。
- やむを得ず、校内で使用する場合は、担任の許可のもと、指定された場所で使うようにします。
- 登下校中の使用等については、原則禁止です。絶対にしないよう御家庭でも十分に指導をお願いいたします。
- 必要以外に校内・校地内・登下校中等で使用する様子が見受けられた場合は、許可申請を取り消します。
- 持ち込む理由がなくなった場合はすぐに学校へ連絡をお願いいたします。

何か御不明のことがございましたら、教頭：岩野（791－3831）まで御連絡をお願いいたします。

学校における携帯電話持込許可申請書

令和 年 月 日

札幌市立札幌北小学校長 様

保護者氏名 _____

印またはサイン

学校における携帯電話の持ち込みについて、留意事項に同意の上、下記のとおり申請します。

(ふりがな) 児童氏名		年 組	年 組
持 込 期 間 及 び 希 望 理 由			
期 間	令和 年 月 日～令和 5年 3月31日		
理 由			
機 種 (色)			

【留意事項】

- 携帯電話等は各自保管とし、校内での使用は禁止とします。また、氏名、学級を明示するようお願いいたします。
- 携帯電話の紛失、盗難、破損等のトラブルについての責任は一切負いかねますので、御家庭の責任で持たせてください。
- やむを得ず、校内で使用する場合は、担任の許可のもと、指定された場所で使うようにします。
- 登下校中の使用等については、原則禁止です。絶対にしないよう御家庭でも十分に指導をお願いいたします。
- 必要以外に校内・校地内・登下校中等で使用する様子が見受けられた場合は、許可申請を取り消します。
- 持ち込む理由がなくなった場合はすぐに学校へ連絡をお願いいたします。